

政策討議の運用について

議会基本条例(第14条)では、「議会は…(中略)…討議の機会を設ける」と規定されており、組織、実施方法等については規定されていないことから、その運用について検討を行った結果、次のような流れで実施することとする。

なお、このイメージ図では、「各常任委員会での提言書、条例等の素案及び案を取りまとめるための討議」と「議員全員を対象とした説明、意見交換等の場での討議」を狭義の「政策討議の機会」と捉え、このサイクル全体を広義の「政策討議の機会」と捉えている。

【政策討議のイメージ図及び説明】

